

史跡公園計画(案)の継続審査の思惑は何か・・・！

市民の陳情「中止」128号の修正議決を巡って

史跡公園計画(案)は、H20年8月に突然市長からトップダウンで市議会側に提示された。その中味は、現在国の史跡指定にされている米子城跡の区域外にある民有地三ヶ所を国の史跡指定に追加し、民有地を買い上げて、城跡の遺構を掘り出し城跡一体の「史跡公園化」を目指すというものである。

「計画」の真相は、説明されていない・・・！！

史跡指定に追加指定予定の民有地三ヶ所は、今から5年前に米子城跡の国指定の際は、地権者の同意が得られず見送られたものとされている。なぜ、今地権者の同意が得られるようになったのか？ 真相は説明されていない。

この事業効果(案)は、湊山球場の一部に借地で借りている借地料(年間1300万円)の解消と球場が3施設(東山・淀江・湊山)になっている現状から、重複施設の見直しを図って経費の削減につなげることを目的としている。

この計画の問題点、「真のまちづくりとは何か」・・・！！

この計画の問題点は、①計画がトップダウンという異例の方法であること。②市民並びに文化団体からの要望や背景も無いこと。③土地利用の経済、税収効果の事業評価に欠けていること。④遺構の事前調査を先送りして土地買収が先行していること。が挙げられる。(又、誰のための事業化という疑問附も付く)

史跡公園に追加指定すれば、現湊山球場(面積2.4ha)の土地利用は、史跡の利用以外は将来に渡って他利用はできなくなる。中心市街地に位置し、時価10億円(推定)の土地を経済、税収効果に繋がらない史跡の遺構を大儀した「史跡公園計画(案)」よりは、市街地に人が集まる効果や経済効果の高い土地利用を考えることの方が、現在から将来にむけての「真のまちづくり」ではないだろうか。

市民の負託に応える議員の「志」とはなにか・・・！！

この公園計画(案)に、市民有志から「計画中止」の陳情書が市議会に提出された。

この市民の陳情書は、H20・12月定例会で継続審査、H21・3月定例会は、経済、教育委員会で賛成多数で「主旨採択」したものの、本会議で「未来」会派から修正動議が提出され、再び「継続審査」に逆もどりという結果になった。

この修正動議に賛成した会派は、「未来」「共産」「自由クラブ」「公明」である。「新風」と「一院クラブ」は、委員会採決の「主旨採択」を主張した。

委員会採決が本会議で逆転することはある。しかし、提案者の市長が白紙に戻すと言った「史跡公園計画(案)」に、なぜ再議を求めるのか。意図不明である。

「国、県の補助金が大半で、市の負担が少ない事業だ。土地も買って挙げられる。」という選択肢であれば、チェック機能を果たしている市議会と言えるであろうか。

今、市議会に問われているのは、市民の負託に応える議員の「志」である。